

食品ロスの削減について

消費者庁消費者教育推進課
食品ロス削減推進室

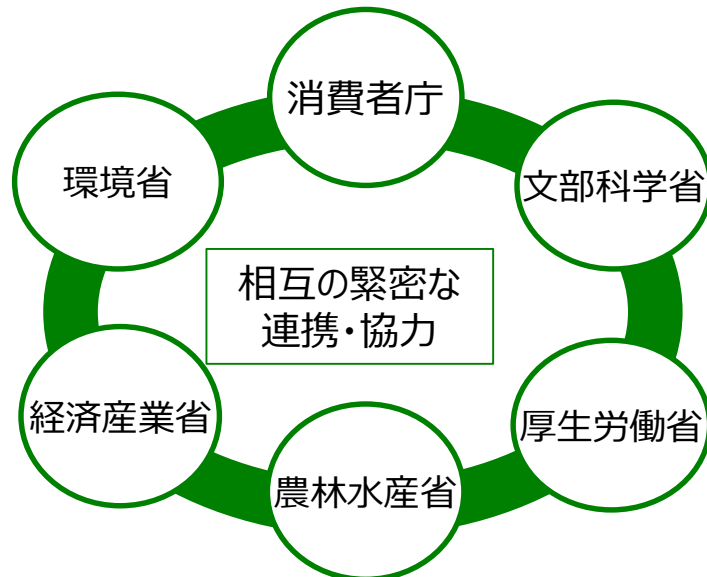
● 食品ロスの削減に向けた政府の体制・取組（概要）

食品ロス削減 関係省庁

消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等

食品関連事業者等の取組に対する支援

顕著な功績がある者に対する表彰



実態調査、効果的な削減方法等に関する調査研究

先進的な取組等の情報の収集・提供

フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

食品ロス削減推進会議

- ・ 構成員：関係大臣、有識者（業界団体、地方公共団体、学識経験者 など）
（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））
- ・ 食品ロスの削減の推進に関する基本方針の案の作成等を行う

※ 令和元年10月1日
令和2年3月31日

法施行
基本方針 閣議決定

食品ロスの削減の推進に関する法律

令和元年5月31日公布（令和元年法律第19号）
令和元年10月1日施行

<食品ロスの問題>

- ・我が国ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄
- ・持続可能な開発のための2030アジェンダ（2015年9月国連総会決議）でも言及

資源の無駄（事業コスト・家計負担の増大）、環境負荷の増大等の問題も

前文

- ・世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示
- ・食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記

➡ 多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、本法を制定する旨を宣言

食品ロスの削減の定義（第2条）

まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組

責務等（第3条～第7条）

国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力

食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第8条）

食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

食品ロス削減月間（第9条）

食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）を設置

基本方針等（第11条～第13条）

- ・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針※を策定（閣議決定）
- ・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定

※令和2年3月31日 閣議決定

基本的施策（第14条～第19条）

①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等

※ 必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む

②食品関連事業者等の取組に対する支援

③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰

④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究

⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供

⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

食品ロス削減推進会議（第20条～第25条）

内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議を設置

（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針について

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」は、行政、事業者、消費者等の取組の指針となるものとして「食品ロスの削減の推進に関する法律」の規定に基づき策定（令和2年3月31日閣議決定）。

食品ロス削減の推進の意義

《我が国の食品ロスの状況》

- ・食品ロス量は年間**612万トン**（2017年度推計）
≡ 国連世界食糧計画（WFP）による食料援助量（約420万トン）の1.5倍
- ・年間1人当たりの食品ロス量は**48kg**
≡ 年間1人当たりの米の消費量（約54kg）に相当

事業系328万トン
家庭系284万トン

持続可能な社会の実現

多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進



食品ロスの削減の推進において消費者、食品の生産・製造・販売等に関わる事業者等に求められる役割と行動

各々の主体がそれぞれの立場で、食品ロスの問題を「他人事」ではなく、『我が事』として捉え、行動に移すことを促進。

《消費者》

日々の生活の中でできることを一人一人が考え、行動に移す。

例)

- ・買物の前に家にある食材をチェック。
- ・定期的な冷蔵庫内の在庫管理。
- ・食卓に上げる料理は食べられる量に。
- ・外食時は食べられる量を注文、宴会時の3010運動等の実践、残った場合は自己責任の範囲で持ち帰り。

3010運動

注文の際
適量を注文しましょう。

定食30分は、
席を立たず、料理を済ませ
ましょう。

お開き前10分は、
自分の席に戻って、再度、
料理を済ませましょう。



〔自己責任で持ち帰ることができることを明示した店舗ステッカー〕

《農林漁業者・食品関連事業者》

事業活動による食品ロスを把握、商慣習を含め見直しに取り組む。

例)

- ・規格外や未利用の農林水産物の有効活用。
- ・賞味期限表示の大括り化、賞味期限の延長、納品期限（3分の1ルール）の緩和。
- ・季節商品（恵方巻きなど）の予約販売等。
- ・値引き・ポイント付与等による売り切り。
- ・外食での小盛りメニュー等の導入。
- ・持ち帰りへの対応。



〔恵方巻きのロス削減プロジェクトの目印〕



〔小盛りメニュー等の導入〕

《国・地方公共団体》

消費者等への普及啓発、食品関連事業者等の取組への支援、情報の収集・提供、未利用食品を提供するための活動の支援等を実施。

例)

- ・食品ロス削減の施策の推進。
- ・災害時用備蓄食料の有効活用。
- ・主催イベントでの食品ロスの削減。

都道府県及び市町村は、地域の特性を踏まえた取組を推進するため、「食品ロス削減推進計画」を策定（努力義務）。国は、計画策定を促進。



〔消費者庁では、期限切れの災害時用備蓄食料を職員へ配布〕



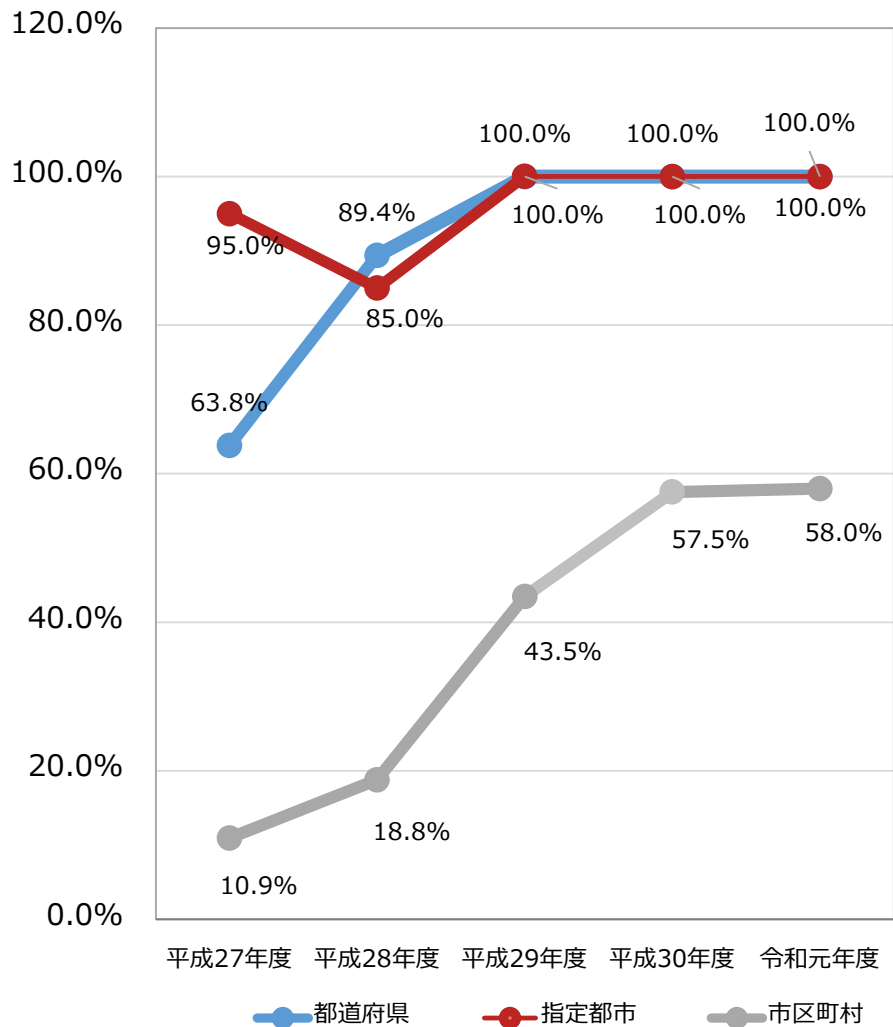
〔食品ロス削減全国大会の実施〕



地方公共団体の取組状況

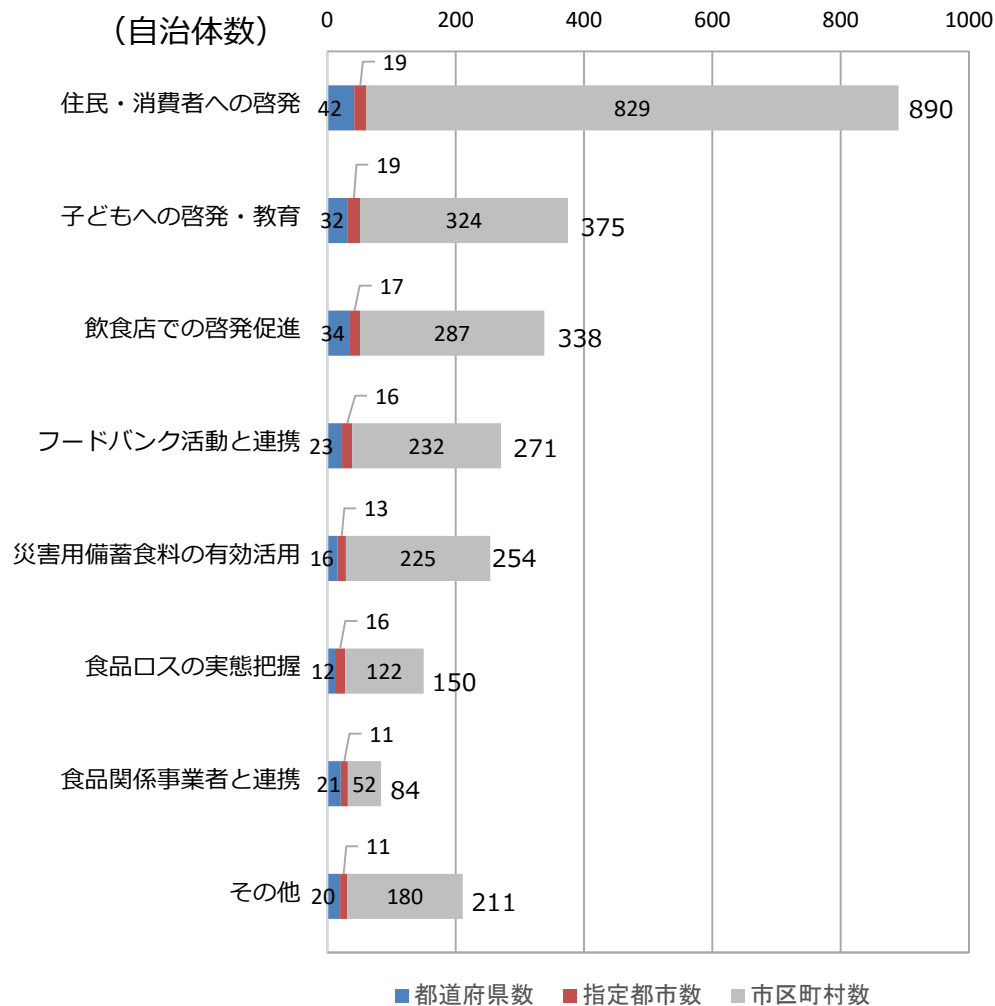
食品ロス削減の取組状況の推移

(実施割合)



令和元年度食品ロス削減の取組内容

(自治体数)



● 食品ロス削減全国大会の開催

食品ロス削減に向けて、消費者を含めた様々な関係者との連携、フードチェーン全体での認識の共有や全国的な機運の醸成を図るため、食品ロス削減全国大会を開催しています。

第1回大会（平成29年）は長野県松本市、第2回大会（平成30年）は京都市で開催されました。また、食品ロス削減推進法の施行後初の全国大会となる第3回大会は、令和元年10月30日、31日に徳島県徳島市で開催されました。令和2年度の第4回大会は、12月16日（水）に富山県で開催する予定です。

第1回大会

開催日：平成29年10月30日、31日

開催場所：長野県松本市

主催：長野県松本市、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会

共催：環境省、農林水産省、消費者庁

10月30日（1日目）

トークショー&ミニ講演 パネルディスカッション など

10月31日（2日目）

地方公共団体向け研修会

第2回大会

開催日：平成30年10月30日

開催場所：京都市

主催：京都市、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会

共催：環境省、農林水産省、消費者庁、京都大学

10月30日

基調講演

セッション

など

第3回大会

開催日：令和元年10月30日、31日

開催場所：徳島県徳島市

主催：徳島県、徳島県徳島市、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会

共催：消費者庁、農林水産省、環境省

10月30日（1日目）

先進事例発表・基調講演



〈NPOゼロ・ウェイスト
アカデミー理事長坂野 晶
さんの基調講演〉

パネルディスカッション など



〈地元の児童・生徒による
「とくしま食品ロス削減宣言」〉
地球規模の課題である食品ロス削減を
国民運動として推進することを宣言。

10月31日（2日目）

地方公共団体向け研修会

● 「「賞味期限」の愛称・通称コンテスト」及び 「私の食品ロス削減スローガン&フォトコンテスト」の実施

消費者庁では、「賞味期限」の正しい理解を促進することを目的とした、「「賞味期限」の愛称・通称コンテスト」と、消費者の食品ロス削減の取組やエピソードに基づき作成した食品ロス削減に向けた自らのスローガン（宣言）と、その想いを表現した写真を募集する「私の食品ロス削減スローガン&フォトコンテスト」を実施しました。

「賞味期限」の愛称・通称コンテスト

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）賞

消費者庁長官賞



「賞味期限」の愛称・通称コンテスト
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）賞
「おいしいめやす」

「期限」の持つ意味の「こ」の音まで、「という感じ」を表現するべきなのか、ゆるくして「まだ食べられるだけだね」と伝えたいのか、悩まします。

栗尾 あゆみ



「賞味期限」の愛称・通称コンテスト
消費者庁長官賞
「たべごろ目安・のみごろ目安」

「期限」の言葉に違和感を抱いてしまうので、あえてぼやけた表現をつかいました。普及の案としては表示で「〇月〇日ごろ」とすれば、多少前後しても気にしない人も増えるのではないのでしょうか

茂澄 優

他、入選作品 7 点

私の食品ロス削減スローガン&フォトコンテスト

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）賞

消費者庁長官賞



私の食品ロス削減スローガン&
フォトコンテスト

大臣賞

スローガン「でこぼこやさいに魔法をかけて」



でこべじカフェ（代表 三宅 浩士朗）



私の食品ロス削減スローガン&
フォトコンテスト

長官賞

スローガン

「同食材、調理法を変えて楽しむ！食品ロス0」



武井 智子

他、入選作品 9 点

入賞・入選作品については、消費者庁ホームページでも掲載中